

令和6年度 生活指導基本方針

I. 指導方針

高校生として集団生活に必要なマナー・ルールを身につけ、全校生徒が安心・安全に学習が出来る学校環境を整えることを目的とし、下記の事項に関する各規則を定める。

II. 各種指導に関する基本方針

1. 身なりについて … いかなる面接にも対応できる身なりであることを基本とする

1-1. 服装

- (1) 本校指定の制服(実習着、体育着等含む)以外の衣服類を着用することは禁止する。
- (2) 制服のシャツからTシャツ等の袖やハイネックがはみ出すことは禁止する。また、シャツをズボンやスカートからはみ出して着用することは禁止する。ズボンには必ずベルトを着用する。
- (3) 制服の改造(仕立て制服、絞りズボン、ミニスカート等)は禁止とし、再購入指導を行う。
スカート丈は、膝を覆うまでの長さとし、それより短い丈はミニスカートと見なす。
- (4) 装飾品(ピアス、ネックレス、指輪等)の着用は禁止する。
- (5) サンドルやスリッパ類、ヒールの高い靴の着用は禁止する。

1-2. 頭髪・化粧

- (1) 頭髪は清潔な髪型とする。
- (2) 進路活動に支障をきたすような奇髪(染髪・パーマ類も含む)は禁止とし、改善指導を行う。
- (3) 化粧等(マニキュア、カラーリップ、カラーコンタクトレンズ等)は禁止する。
※ 上記1-1、1-2以外で、進路活動にふさわしくない身なりに関しても、身なり指導対象となる。
※ 改善がみられない生徒は生徒支援部による指導を行う。
※ 必要に応じて保護者への電話連絡、段階的改善指導等を行う。
※ 身なり違反の累積指導回数は、学年ごとにリセットとする。

2. 勤怠について … 欠席・遅れる場合などは必ず保護者から届け連絡を入れること

- (1) チャイムが鳴り終わるまでに授業教室に入室すること。入室していなければ遅刻、授業開始15分以上経過した場合、もしくは授業時間の半分以上参加しなかった場合は、その時間が欠課となる。
- (2) 交通渋滞を理由とする場合も遅刻とする。ただし交通事故による渋滞を理由とする場合その限りではない。
- (3) 生徒は登校してから下校時まで、昼食時間帯を除き、許可なしに校外へ外出することを禁止する。
※ 正当な理由がある場合は担任や教科担当に相談のうえ、許可をもらうこと。
- (4) 遅刻・欠課が多数ある勤怠不良者は指導の対象となる。
※ 改善がみられない生徒は、担任・学年主任による指導を行う。

3. 学校生活について … 生活態度やモラル、マナー等を遵守すること

3-1. 学校生活について

- (1) 登下校中を含む学校生活では集団生活に必要なマナーを守り行動すること。
- (2) 授業に関連のない、学習用具以外の物品を校内へ持ち込むことは禁止する。
- (3) 授業中の居眠り、私語、教室徘徊、授業妨害行為等、学習態度としてふさわしくない言動や行動に対しては迷惑行為として、改善指導を行う。
※ 改善がみられない生徒は生徒支援部による指導を行う。

3-2. 考査や検定試験等について

- (1) 試験(単元テスト、定期考査、追試、検定試験等)でのカンニング等の不正行為は指導の対象となる。
- (2) 試験中に携帯電話に触れる行為・スマートウォッチ着用による受験は不正行為とみなし、指導対象となる。
- (3) 提出課題の不正作成等も指導の対象とする。

3-3. 進路に関する指定校推薦について

懲戒指導(訓告、停学)を受けた者、問題行動を繰り返す生徒については、原則として進学に関する指定校推薦を行わない。

4. 携帯電話について … ルール・マナーを守って適切に使用すること

4-1. 携帯電話の校内での使用について

決められた条件以外での使用を禁止する。使用条件に反した使用があった場合は預り指導を行うが、改善がみられない場合は生徒支援部による指導を実施する。

※ 保護者との連絡等で緊急に携帯電話を使用しなければならない場合は担任や教科担当に申し出ること

4-2. インターネット及び携帯・スマホ・SNS 等について

SNS 等の使用については、誤解を招くような言葉のやり取り、画像など個人情報の取扱いには注意する。SNS 等のマナー違反行為は懲戒指導を含む指導の対象とする。また、インターネットや SNS 上での違法行為及び非道徳的行為(アカウントや ID の売買詐欺行為等含む)に関しても指導の対象となる。

5. いじめ行為について … 困ったときは大人に相談する

いかなるいじめ行為も犯罪行為で指導対象となる。(いじめ防止対策推進法)

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

6. 交通安全に関する事項について … 交通ルールを守り、交通安全を心がけること

6-1. 自転車通学・送迎による通学について

- (1) 自転車通学者は登下校の際、交通安全に気を付け、交通ルールを順守すること。
- (2) 生徒が運転する自動車・自動二輪・原付・電動キックボードによる通学は禁止する。
- (3) 保護者が運転する車両以外での通学は原則禁止とする。保護者以外の親族等に送迎してもらう場合は申し出ること。※保護者とは、社会的に保護責任がある者とする。

6-2. 運転免許の取得に関して

- (1) 自動車運転免許(普通免許)の取得は、3年生の夏休み以降から教習所に通うことを原則とする。申し出があった場合は、免許取得に関わる欠席を「仮免許検定・卒業検定・公安検定」の3回に限り出席扱いとする。
- (2) 二輪免許・自動車運転免許の取得者は交通ルールを守り、安全運転を心がけること

6-3. 運転免許取得者の車両運転に関して(自転車をのぞく)

- (1) 制服(実習着、体育着、学校Tシャツ)等の学校指定の服装で車両を運転することは、時間を問わず車両通学と見なして指導を行う。
- (2) 平日、休日に関わらず、生徒本人が運転する車両での来校や学校教育活動にかかわる行事(部活動、遠足、芸術鑑賞等)への参加は、車両通学とみなして指導を行う。

6-4. その他

- (1) 学校外で事故を起こした場合は、速やかに警察に届けるとともに学校へ連絡すること。
- (2) 運転免許所持者は、生徒支援部が実施する「交通安全集会」へ出席しなければならない。
- (3) 交通違反等については、事実や状況等を精査し生徒支援委員会にて指導内容を検討する。

7. アルバイトについて

青少年健全育成保護条例に基づいた適切な職種・時間帯とし、学校生活を優先できる内容とする。
著しく学校生活に悪い影響が出ている場合は、担任・生徒支援部・家庭で連携し、改善指導を行う。

8. その他の問題行動防止について…高校生としてふさわしい行動を心がける

8-1. 深夜徘徊について

沖縄県青少年保護育成条例に準じ、午後 10 時～午前4時までは外出を禁止とし、これに反する行為は深夜徘徊とみなし、指導の対象となる。

8-2. 喫煙、飲酒、賭博行為

- (1) タバコ類(タバコ、電子タバコ、水タバコ、葉巻、ニコチン・タールを含まないものも含む)の喫煙、喫煙行為の同席、タバコ類・ライター類・マッチ類の所持、及び喫煙と疑われる行為は指導の対象とする。
- (2) 飲酒(ノンアルコール飲料も含む)行為、飲酒行為の同席、酒類の所持・購入、及び飲酒と疑われる行為は指導の対象とする。
- (3) 賭博行為、及びそれに類する行為や同席は指導の対象となる。

8-3. 選挙活動について

公職選挙法に違反する行為や学校教育活動の場(校内、部活動等)を利用した選挙活動は禁止とする。

8-4. 器物破損・窃盗

学校内の設備・備品・用具等や学校外の公共物や他者の私物等を壊す、傷つける、汚す、盗む等の行為やそれに類する行為は指導の対象となる。

8-5. 薬物使用所持・乱用に関して

違法薬物にかかわることは禁止とする。

8-6. 入れ墨に関して

- (1) 「沖縄県青少年保護育成条例」第18条の3に鑑み、生徒本人が入れ墨を施す、または他人に勧める行為は指導の対象となる。
- (2) 入れ墨(タトゥー)を入れている生徒は指導対象とする。

Ⅲ. 懲戒指導について

令和6年度 内規集より一部抜粋

5. 生徒の懲戒に関する規程

第1条 本規定は、生徒の非行を予防または改善させるために設ける。

第2条 職員会議にて懲戒を行う必要が認められたときは、校長が訓告、停学、退学のいずれかを科する。

Ⅰ. 懲戒指導の対象となる行為について

- (1) 段階的指導(同一問題行動に対する指導回数は在学中累積され、指導内容を検討する)

① 懲戒指導:不正行為、喫煙※、飲酒※、車両通学※、賭博行為、交通条件違反、刺青

※同席、同乗含む

② 嚴重注意:深夜徘徊、器物損壊(指導回数に応じて、嚴重注意から停学指導へと段階的指導を行う)

- (2) 生徒支援委員会による検討事項

法令および条例に抵触する重大行為、反社会的行為をした者は、生徒支援委員会で指導方針を検討する。

いじめ、情報モラル違反、迷惑行為(授業妨害、暴言等)、暴力行為、わいせつ行為、恐喝・強要、危険行為
交通三悪(無免、飲酒、速度超過)、暴走行為、薬物乱用、違法な選挙活動、その他反社会的行為